

誠英高等学校いじめ防止基本方針

平成 27 年 3 月策定

平成 30 年 9 月改定

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されない行為である。

本校においては、これまでもいじめの防止・根絶に向けた対策として、組織体制の構築をはじめ、生徒が主体となる授業づくり、学校行事・部活動を重視した人間関係づくり等の未然防止の取組、個人面談や生活アンケート等の早期発見の取組、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢で取組を進めてきた。

しかしながら、近年、生徒間のコミュニケーションに係るトラブルが発生するなどの課題も見られた。

こうしたことから、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の取組の視点に「重大事態への対応」を加え、取組の更なる充実を図るとともに、地域との協働やいじめ対策委員会を中核とする組織対応、外部専門家や関係危難との連携を一層強化することにより、本校におけるいじめ防止等の対策が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、平成 25 年 9 月 28 日施行「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、平成 29 年 3 月改定「いじめ防止等のための基本的な方針」、同年 3 月策定の「重大事態の調査に関するガイドライン」及び「山口県いじめ防止基本方針」を参酌して「誠英高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめとは

いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第 2 条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会が中心となり、表面的・形式的にならないよう、いじめられた生徒の立場に立って行う。

*平成 29 年 3 月の基本方針改定

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものが挙げられる。

- ◇ 冷やかしやからかい（いじり）、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話（スマートフォン）等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、いじめた生徒への教育的な配慮やいじめられた生徒の意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取る。

2 いじめの防止等に係る基本的考え方

(1) いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。(法第4条)

いじめを根絶するためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識の下、未然防止の観点から、すべての生徒を対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進し、家庭や地域、関係機関等との連携・協働の下、豊かな人間性、確かな学力等の生きる力を育む教育活動を行う。

(2) いじめの早期発見・早期対応

教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは同項の規定に違反しうる。(法第23条)

いじめは構造的に見えにくい一面があることから、生徒のささいな兆候や懸念、変容について、関わるすべての教職員が状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、可能な限り早期のいじめの認知に努める。

いじめを認知した場合は、迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行い、生徒にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、必要に応じ、関係機関や専門家等と連携しながら、いじめが確実に解決されるまで、組織による粘り強い対応を行い、また、解決後もきめ細かく見守りを行う。

いじめの発見・通報を受けた場合には、担任や教科担当、部活動顧問等、担当教職員が一人で事案を抱え込むことなく、学校として情報の共有を基に、いじめ対策委員会を中核として、全校体制でいじめの解決に向けて取り組む。

(3) 家庭や地域との連携

生徒を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもとしっかりと関わり、悩みや相談を受けるなどの体制を構築するため、相談窓口の周知、PTAや学校評議員と積極的に協働を図る。

(4) 関係機関等との連携

いじめの問題の対応については、関係の生徒・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関等と速やかに適切な連携を図る。

平素から、警察、児童相談所等と定期的に連絡・協議する機会を設けるなど、情報共有体制の更なる充実に努める。

3 学校として特に配慮が必要な生徒への対応

- ・発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめ
- ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつ生徒に対するいじめ
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめ
- ・東日本大震災により被災した生徒または、原子力発電所事故により避難している生徒に対するいじめ

上記の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う必要がある。

(1) 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめ防止

*平成 29 年 3 月の基本方針改定

性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

(2) 相談体制の充実

性同一性障害に係る生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる生徒全般に対し、学校は日ごろから生徒が相談しやすい環境を整えていくことが必要である。また、こうした生徒は自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があることを考慮しつつ、心無い言動を慎むことはもちろん、戸籍上の性別にみられる服装や髪形等としていない場合は一方的に否定したり揶揄したりしてはいけない。

(3) 性同一性障害に係る生徒に対する学校における支援の事例（文科省調べ）

項目	学校における支援の事例
服装	・自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪型	・標準より長い髪形を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。
更衣室	・保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	・校内文書（通知表を含む）を生徒が希望する呼称で記す。 ・自認する性別として名簿上扱う。
授業	・体育または保健体育において別メニューを設置する。
運動部の部活	・自認する性別に係る部活動への参加を認める。
修学旅行等	・1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

上記はあくまで対応の一例であるので例示とおりの対応をするのではなく、当該生徒の気持ちを考慮し、柔軟に対応していくことが必要である。

II いじめ防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために実施する事項

(1) いじめの防止等のための組織

本校におけるいじめ防止等の対策を計画的・組織的に行うため、取組を統括する組織として、新たに「いじめ対策委員会」を設置し、既存の「教育相談部会」「生徒指導部会」を実働的な組織として活用する。これらの組織は各取組に対し、評価・検討等を行い、恒常的に改善を図る。

○いじめ対策委員会

全委員による会議、校内委員による会議、事案の発生時に必要に応じた委員による緊急会議等

・構成（○印は委員長、△印は副委員長）

校長	副校長	副校長	参与	生徒指導	教育相談
○渡邊正	△渡邊芳	河本	栗屋	熊倉	美好
1学年	2学年	3学年	関係担任		
末富泰	林秀	渡邊文			

※必要に応じ、外部専門家と連携・協働する

・役割

- ◇ 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善
- ◇ いじめの相談・通報の窓口
- ◇ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

○教育相談部会、生徒指導部会

定例会議、必要に応じて開催する会議、事案発生時に緊急会議等

・構成

各部長、各担当教員

・役割

- ◇ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集、記録、共有
- ◇ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、関係生徒への生徒指導 等
- ◇ 学校行事、校内研修等の企画・実施
- ◇ アンケート調査の実施・結果の分析・対策の検討

(2) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、組織的・計画的に人権教育に取り組む。

(3) 豊かな心を育む教育の推進

- ・生徒の一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むため、教育活動全体を通して、道徳教育を充実させる。
- ・いじめの未然防止に向け、生徒の規範意識を醸成するため、「きまり」「節度」「礼儀」を重視した取組を具体的に行う。
- ・社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい等を学ぶため、地域清掃活動等のボランティア活動を充実する。

2 いじめの防止等のために実施する具体的な取組

本校におけるいじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、別に示す「年間計画」により、「いじめ対策委員会」を中核とする「未然防止」「早期発見」「早期対応」に向けた実効的な対策を行う。

未然防止 (いじめの予防)

(1) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- ・教職員の資質能力の向上に向け、スクールカウンセラー等と連携しながら、積極的に事例研究や教育相談等のいじめ防止等に向けた校内教職員研修を開催する。
- ・すべての生徒の能力を最大限に発揮できるよう、開発的な援助を行う教育相談体制の充実に一層努めるとともに、生徒理解に努める。
- ・中高の切れ目のない支援体制を構築するため、中高連携を促進し、学校相互間の情報共有に努めるとともに、一貫しいじめの防止等の対策に取り組む。

(2) 教育活動全体を通じた取組

- ・自ら考え、判断し、表現する学習活動を通して学び合い、学習内容を深めていくこ

とができる、授業づくりに努める。

- ・すべての教育活動を通じて道徳教育を行い、生徒の社会性や規範意識等の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促されるよう、取組を進める。
- ・生徒が、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができるよう、ホームルーム活動をはじめ、学校行事、生徒会活動等において、内容・方法を工夫改善する。また、いじめの防止・解決に向けた生徒の主体的な取組を支援する。
- ・学校行事やボランティア活動等に重点的に取り組み、思いやりの心や社会性を育む。
- ・部活動においては、顧問教員等の指導の下、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じて、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、課題を解決するなどの自己指導能力の育成を図る。

(3) 家庭・地域との連携

- ・いじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携が必要であるため、日頃から信頼関係づくりに努める。
- ・PTA、学校評議員等と協議する機会を設け、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。
- ・生徒の校外生活について、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークの充実・強化に努める。

早期発見 (把握しにくいいじめの発見)

(1) 校内指導体制の確立

- ・「背景にいじめがあるのではないか」という意識を常に持ちながら、保護者と緊密に連携し、アンケート、個人面談に取り組むとともに、担任・副担任を中心に全教職員できめ細かく生徒を見守る体制をつくる。
- ・開かれた保健室・相談しやすい教育相談室づくりの取組に加え、教育相談箱の設置により、様々な手段で生徒の不安や悩みをしっかりと受け止める。

(2) 家庭・地域との連携

- ・学校に寄せられる保護者や地域からの意見を課題把握に生かし、共に考え、生徒のためにいじめを解決していく姿勢を明確に示す。

早期対応 (現に起こっているいじめへの対応)

(1) 早期対応のための本校の体制

- ・いじめを認知した場合は、担当教職員が抱え込むことなく、速やかに情報の共有と事実関係(時・場所・人・態様等)の調査を行い、客観的な事実を基に、保護者と緻密に連携し、いじめ対策委員会を中核として全校体制で解決に向けて取り組む。

(2) いじめへの対応

- ・いじめられている生徒を守り抜くとともに、いじめている生徒に対しては、懲戒も含め毅然とした態度で対応する。

- ・学校内にいじめは許されないという雰囲気づくりに努めるとともに、周りではやしたてる生徒や、見て見ぬふりをする生徒に対しても、いじめを制止するか、あるいは教職員に相談するよう指導する。
- ・いじめられている生徒の心のケア、いじめている生徒の内省を促す支援等、必要に応じて、外部専門機関との連携を図る。
- ・インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに対しては、いじめを受けた生徒からの申し出を精査する過程で、書き込み等を印刷又は写真撮影しておくなど、記録を取る。
- ・いじめられている生徒の保護者との面談の時間を速やかに設定し、教職員が保護者と一緒に考え、生徒のためにいじめを解決していく。
- ・いじめている生徒の保護者へは、「いじめは人間として、絶対に許されない」との認識の下、いじめの解消に向け取り組むことを伝えるとともに、生徒のよりよい成長のために協力を依頼する。

(3) 地域・関係機関との連携

- ・日頃から開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、「学校から警察への連絡に関するガイドライン」(平成22年11月策定)に基づき、教育的配慮を行いながら、警察と連携した対応を図る。

3 重大事態への対応

重大事態とは

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生徒が自殺を企図した場合等）
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安とするが、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合は学校の判断で重大事態と認識する。）（法第28条）

※生徒やその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校は重大事態が発生したものとして真摯に対応する。

いじめの根絶に向けた未然防止の取組が重要であるが、暴力行為や不登校がいじめによる重大事態に当たるか否かを、いじめ対策委員会において判断するとともに、前掲「早期対応」と同様、いじめられている生徒の心身の安全の確保を最優先に、いじめの解決に向けた取組を行う。

また、外部専門家等とも連携しながら、いじめ対策委員会を母体に調査委員会を設置し、迅速・的確かつ組織的に対応する。

Ⅲ 家庭・地域・関係機関との連携

いじめの問題の解決に向けては、家庭・地域との緊密な連携・協働が重要であり、学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、保護者と連携を進めるとともに、地域の関係団体にも協力を依頼し、学校基本方針の共通理解を図りながら、地域ぐるみで情報交換の促進、連携の強化等に努める。

また、生徒・保護者の不安や悩み等を受け止めるとともに、地域とも協働を図るため、本校の相談窓口や関係機関等の相談窓口の周知を図り、必要に応じて、専門的な相談にも対応できる体制を整備する。

(1) 本校の相談窓口

誠英高等学校	代表	0835-38-5252
--------	----	--------------

(2) 関係機関等の相談窓口

○ 24時間こども SOS ダイヤル (全国統一：通話料無料)	0120-0-78310
○ こどもの人権110番 (山口地方法務局)	0120-007-110
○ いじめ110番 (やまぐち総合教育支援センター)	083-987-1202
○ サイバー犯罪対策室 (山口県警本部)	083-922-8983
○ ヤングテレホン・やまぐち (山口県警本部)	0120-49-5150
○ ふれあい総合テレホン(やまぐち総合教育支援センター)	083-987-1240
○ 山口県教育庁行政相談室 (教育庁教育政策課)	083-933-4531
○ ふれあいメール (山口総合教育支援センター)	soudan@centar.ysn21.jp

日常の指導体制

